



栃木県公報

令和5(2023)年
7月28日(金)
第425号

目次

告 示

- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 635
- 生活保護法による指定施術機関の事業の廃止..... 636
- 救急医療機関の指定..... 636
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 637
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 637
- 予定保安林..... 638
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 639
- 道路の区域の変更..... 640
- 道路の供用開始..... 640
- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定..... 641

公 告

- 開発行為の工事完了..... 641
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 642
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 642

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し..... 642

調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 642
- 入札公告(特定調達公告)の取消し..... 645

告 示

栃木県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 5 (2023) 年 6 月 1 日	黒須 秀法 (植松 秀法)	栃木市箱森町 39-47-2 シャインヒルズ 1 番館 202号室	レイス治療院宇都 宮	宇都宮市大曾 1-7-14 大曾ハイツ501

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第297号

次の指定施術機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

廃止 年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和5 (2023)年 5月31日	氏家 浩	-	あおぞら鍼灸整骨 院	日光市土沢2163-9

(保健福祉課)

栃木県告示第298号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 栃木県済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911番地1	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
医療法人社団全仁会 宇都宮中央病院	宇都宮市東宿郷2丁目1番 1号	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
社団医療法人弘全会 芳賀中央病院	芳賀郡市貝町大字上根1440	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
医療法人健寿会 小山整形外科内科	小山市大字雨ヶ谷753番地	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
学校法人獨協学園 獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
医療法人社団萌彰会 那須脳神経外科病院	那須塩原市野間453-14	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
医療法人杏林会 今井病院	足利市田中町100番地	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで
医療法人社団脳神経脊髄脊椎外科サービス 宇都宮脳脊髄センター	宇都宮市一番町1-18	令和5（2023）年8月1日から 令和8（2026）年7月31日まで

医療法人元気会 鹿沼脳神経外科	鹿沼市茂呂2027番地	令和5(2023)年8月1日から 令和8(2026)年7月31日まで
--------------------	-------------	---------------------------------------

(医療政策課)

栃木県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援 医療の種類
みどり薬局	佐野市伊賀町44	株式会社スマイルコネクト 代表取締役 多賀 雄一	令和5 (2023)年 7月1日	育成医療及 び更生医療
薬局美原ファーマシー	大田原市美原1-13-4	青野 昭彦	令和5 (2023)年 7月1日	育成医療及 び更生医療

2 訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定期 年月日	自立支援 医療の種類
訪問看護ステーション たいよう	塩谷郡塩谷町玉生838-1	株式会社Mother 代表取締役 福田 美香	令和5 (2023)年 7月1日	育成医療及 び更生医療
訪問看護桃梨	佐野市下羽田町982-1	民間救急サービス桃梨株式会 社 代表取締役 齋藤 喜八	令和5 (2023)年 7月1日	育成医療及 び更生医療

栃木県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	変更 年月日	自立支援 医療の種類
アスピオ薬局小山城東 店（さくらんぼ薬局）	小山市城東2-19-3	株式会社下野メディカル 代表取締役 岩下 正志	令和5 (2023)年 5月1日	育成医療及 び更生医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第301号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市篠井町字山崎1937、字ウバクボ1938
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山崎1937（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市田下町字大柄沢715-2、715-3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大柄沢715-2・715-3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市下大久保字仲ノ沢596、597、599、字梨ノ沢600、601、字熊ノ沢602から611まで、623、字東山612-1から612-3まで、612-5から612-12まで、612-14から612-16まで、612-19、614、字関掛ケ沢616から621まで、字船ケ沢622、642-1、字梨子木沢624、625、字十郎立目626、字上ノ向627、630、631、字松倉628、632から635まで、639、640、字桜畑636、638
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市中粕尾字蕪根於林2242、2247から2249まで、2256、2257、2258-2、2258-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蕪根於林2242・2248・2249・2257・2258-3 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第302号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和5(2023)年度分の補助金等から適用する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の産業政策課の款に次のように加える。

データ利活用支援補助金	栃木県におけるデータ利活用の機運醸成や普及啓発を促進し、未来技術の社会実装やSociety5.0の実現を加速化していくことを目的とする。	県内企業等が、県内の事業所において実施する事業戦略の策定やマーケティング戦略の見直しに資するデータ利活用の取組や本県における未来技術の社会実装・Society5.0の実現加速化に資するデータ利活用の取組に要する次に掲げる経費 1 委託費 2 システム関連経費 3 機械装置費 4 1から3までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、100万円を上限とする。	県内に事業所を有する企業、団体及び個人
-------------	----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	---------------------

(産業政策課)

栃木県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年7月28日から同年8月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
25	前	さくら市上河戸山野前800-10から さくら市上河戸山野前800-10まで	12.4～12.4	20.8	
	後	さくら市上河戸山野前800-10から さくら市上河戸山野前800-10まで	14.1～15.0	20.8	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 塩谷喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
323	前	矢板市玉田266から 矢板市石関743まで	8.5～15.3	1128.7	
	後	矢板市玉田266から 矢板市石関743まで	11.7～20.0	1128.7	

栃木県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年7月28日から同年8月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
68	主要地方道 宇都宮向田線	宇都宮市東今泉1丁目2730-27から 宇都宮市平出町字堀ノ内6347まで	令和5（2023）年 7月28日
68	主要地方道 宇都宮向田線	宇都宮市ゆいの杜1丁目101から 宇都宮市ゆいの杜1丁目2-7まで	令和5（2023）年 7月28日
69	主要地方道 宇都宮茂木線	宇都宮市ゆいの杜4丁目1-11から 宇都宮市ゆいの杜8丁目1-4まで	令和5（2023）年 7月28日
69	主要地方道 宇都宮茂木線	芳賀郡芳賀町芳賀台4から 芳賀郡芳賀町芳賀台89-1まで	令和5（2023）年 7月28日

(道路保全課)

栃木県告示第305号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5(2023)年7月20日	高橋 賢治	鹿沼市久野826-1 ファミリーマート鹿沼粟野町店

(会計局会計管理課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
【第2工区】 さくら市下河戸字湯泉山1201番1、1201番4、1201番5、1201番6、1201番7、1201番8、1201番9、1201番15、1201番18、1201番20、1201番22、1202番7、1202番17、2019番1、2019番2、2021番、2022番1、2022番2、2022番3、2022番4、2023番1、2023番2、2023番3、2024番3、2025番、字狐峠1199番3、1199番22、1214番3、1214番4、字西山2003番2、字西山野11番14、11番15、11番16、11番21、11番24、11番25、11番28、11番54、11番55、11番56、12番24	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社
河内郡上三川町大字下神主字薄市129番2	下野市下古山2930番地3プロップルメゾンA201	中島 俊大
河内郡上三川町大字下神主字薄市129番4	河内郡上三川町大字下神主129番地4	中島 真由美
下都賀郡壬生町あけぼの町991番196	下都賀郡壬生町通町4番4号	安納 美希
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1178番2	埼玉県川越市大字小堤38番地5(県営川越小堤団地2-506号室)	村田 亜沙美
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美113番86	下都賀郡壬生町大字壬生甲3199番地3	深谷 和正
下都賀郡野木町大字野木字宿2074番2、2074番3	下都賀郡野木町大字野木2074番地 小山市大字高橋1827番地2	滝沢 康恵 滝沢 善之
下都賀郡野木町大字野渡字中沖258番2	茨城県古河市けやき平一丁目28番地	石川 敏史

5 K O G A - K E Y A K I A L L
E Y C L E D棟103号

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和5（2023）年7月19日	（廃止）	鹿沼市久野826-1 ファミリーマート鹿沼栗野町店	（有）日野仲商店
令和5（2023）年7月15日	宇都宮市田野町160-6 ファミリーマート宇都宮田野町店	（新規）	（株）ファミリーマート
令和5（2023）年7月20日	宇都宮市上戸祭町336-1 ファミリーマート宇都宮上戸祭町店	（新規）	ジーエムシー（有）

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5（2023）年7月19日	池田 栄美	宇都宮市上戸祭町336-1 ファミリーマート宇都宮上戸祭町店

(会計局会計管理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

令和5（2023）年7月28日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設の名 称	所 在 地
医療法人社団為王会 介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011-4

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5(2023)年7月28日

栃木県下水道管理事務所長 寺内修一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,042,530kWh

イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 8,907,411kWh

ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 4,480,030kWh

エ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,445,047kWh

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,911,400kWh

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,698,500kWh

キ 栃木県下水道資源化工場で使用する電力

予定使用電力量 6,567,300kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 令和5(2023)年10月1日(日)から令和6(2024)年9月30日(月)まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 納入場所

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

エ 北那須流域下水道北那須浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)

キ 栃木県下水道資源化工場(詳細は、入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

(7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和5(2023)年7月28日(金)から同年8月17日(木)まで入札情報システム上で公開する。

なお、来所による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年9月7日(木)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に郵送(書留郵便)又は持参により同日までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

1(1)アの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)イの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時10分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)ウの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時20分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)エの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時30分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)オの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時40分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)カの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前10時50分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)キの件名：令和5(2023)年9月8日(金)午前11時	栃木県下水道管理事務所	会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札に参加する者に必要な資格の確認

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加するものに必要な資格資料を令和5(2023)年8月18日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年8月24日(木)までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にあっては電子メールにて伝えるものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書(様式は自由)を、令和5(2023)年8月18日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者はメール又は郵送により同日までに提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和5(2023)年8月29日(火)までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
- ア 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 紙による入札参加承諾等の基準 栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。
- (8) その他
詳細は、それぞれの入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 3,042,530kWh
- b) Electric power for the Ken'o Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 8,907,411kWh
- c) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 4,480,030kWh
- d) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,445,047kWh
- e) Electric power for the Oiwafuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,911,400kWh
- f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,698,500kWh
- g) Electric power for the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant
Estimated amount of electric power to be used 6,567,300kWh
- (2) Time and Date of bidding:
4:00 p.m., September 7, 2023
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Sewage Management Office,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

令和5(2023)年6月27日付け栃木県公報第416号をもって公告した「栃木県警察WAN端末等一式」に係る入札公告(特定調達公告)を取り消す。

令和5(2023)年7月28日

栃木県知事 福田 富一
(警察本部警務部会計課)